

| 行政機関法での 個人情報の違法な取扱い類型 | 制度の内容 | 国(行政機関法) | 市(条例) |
|--|-------------------------------------|--|---|
| <p>1 適法に取得されたものでないとき</p> <p>(当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき(法36))</p> <p>2 利用目的の範囲を超えて保有されているとき</p> <p>(第3条第2項の規定に違反して保存されているとき(法36))</p> | <p>前置</p> | <p>(利用停止請求権)</p> <p>第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にならなければならない。</p> | <p>(訂正等の請求)</p> <p>第22条 第20条第1項の規定による開示を受けた自己の個人情報の内容に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。</p> <p>2 第19条第1項の規定による決定を受けた者は、実施機関が第7条の規定に違反して自己の個人情報を収集したと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>3 第15条第2項本文の規定は第1項の規定による訂正の請求について、同条第2項の規定は前項の規定による削除の請求について準用する。</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に規定があるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 第9条第1項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> |
| <p>(個人情報保有の制限等)</p> <p>法第3条</p> <p>2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> | <p>開示から利用停止請求までの期間</p> | <p>(利用停止請求権)</p> <p>第三十六条</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にならなければならない。</p> | <p>定めなし</p> |
| <p>(個人情報保有の制限等)</p> <p>法第3条</p> <p>2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> | <p>請求できる措置</p> <p>利用の停止又は消去(削除)</p> | <p>(利用停止請求権)</p> <p>第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二(略)</p> <p>事務局(注) 第三条第二項...利用目的範囲内の保有制限</p> | <p>(訂正等の請求)</p> <p>第22条</p> <p>2 第19条第1項の規定による決定を受けた者は、実施機関が第7条の規定に違反して自己の個人情報を収集したと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、請求書の提出があった日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするか否かの決定を行わなければならない。</p> |
| <p>(利用停止請求の取扱い)</p> <p>法第三十七条</p> <p>3 行政機関の長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> | <p>停止義務</p> | <p>(保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第三十八条 行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> | <p>(訂正等の請求に対する決定等)</p> <p>第24条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、訂正等請求書の提出があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正等の請求に係る個人情報の訂正又は削除をするか否かの決定を行わなければならない。</p> |
| <p>(利用停止請求の取扱い)</p> <p>法第三十七条</p> <p>3 行政機関の長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> | <p>利用停止請求から決定までの期間</p> | <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第四十条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から三十日以内にならなければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第四十一条 行政機関の長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 利用停止決定等をする期限</p> | <p>(訂正等の請求に対する決定等)</p> <p>第24条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、訂正等請求書の提出があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正等の請求に係る個人情報の訂正又は削除をするか否かの決定を行わなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により訂正等の請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正又は削除をする旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正又は削除を行った上、訂正等の請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により訂正等の請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正又は削除をしない旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正等の請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。</p> <p>4 第19条第4項及び第5項の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第19条 実施機関は、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないことにつき正当な理由がある場合にあっては、請求書の提出があった日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該延長の期間及び理由を開示請求者に通知しなければならない。</p> <p>5 開示請求者は、実施機関が請求書の提出があった日から起算して45日を経過した後においても第1項の決定を行わないときは、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨の決定があったものとみなすことができる。</p> |

| 行政機関法での 個人情報の違法な取扱い類型 | 制度の内容 | 国(行政機関法) | 市(条例) (是正の申出) | |
|---|--|--|--|---|
| <p>3 利用及び提供の制限に違反して利用・提供されているとき</p> <p>〔第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用又は提供されているとき(法36)〕</p> <p>(利用及び提供の制限) 法第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一～四(略)</p> | 前置 | <p>(利用停止請求権) 第三十六条 3 利用停止請求は、<u>保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内</u>にしなければならない。</p> | 定めなし | |
| | 開示から利用停止請求までの期間 | <p>(利用停止請求権) 第三十六条 3 利用停止請求は、<u>保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内</u>にしなければならない。</p> | 定めなし | |
| | 請求できる措置 | 利用停止請求権 | <p>(利用停止請求権) 第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> | <p>(是正の申出) 第26条 何人も、実施機関が自己に関する個人情報を第9条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの<u>是正の申出</u>(以下「是正の申出」という。)を<u>することができる。</u></p> <p>3 第15条第2項及び第18条第2項の規定は、是正の申出について準用する。</p> <p>(利用及び提供の制限) 第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に規定があるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p> |
| | | 利用の停止又は消去(削除) | <p>一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、<u>第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>事務局(注) 第八条第一項及び第二項...目的外の利用・提供制限</p> | |
| | | 提供の停止 | <p>二 第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>事務局(注) 第八条第一項及び第二項...目的外利用・提供制限</p> | |
| | 停止義務 | <p>(保有個人情報の利用停止義務) 第三十八条 行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> | <p>(是正の申出) 第26条 4 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに、必要な調査を行い、第9条第1項第4号の規定により既に審議会の意見を聴いた場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴いて、当該是正の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。</p> | |
| 利用停止請求から決定までの期間 | <p>(利用停止決定等の期限) 第四十条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、<u>利用停止請求があった日から三十日以内</u>にしなければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、<u>同項に規定する期間を三十日以内に限り延長</u>することができる。この場合において、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例) 第四十一条 行政機関の長は、<u>利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。</u>この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 利用停止決定等をする期限</p> | <p>(是正の申出) 第26条 5 実施機関は、<u>速やかに、是正の申出をした者に対し、書面により、是正の申出に係る処理の内容を通知</u>しなければならない。</p> | | |